

Vポイント規約

第1条（目的）

1. Vポイント規約（以下「本規約」といいます）は、三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます）が発行するVポイント（SMBCグループ）（以下「本ポイント」といいます）の運営（以下「本サービス」といいます）に関する基本的事項について定めます。
2. 本ポイントは、当社、SMBCグループ各社のうち以下に掲げる本ポイントのプログラムに参画する会社（以下「参画会社」といいます）および当社が本ポイントの付与業務を受託する以下に掲げる提携会社（以下「提携会社」といいます）から、当社、参画会社および提携会社が提供するサービスの利用者（以下「利用者」といいます）に対して付与されます。また、本ポイントは、当社が本ポイントの交換業務を受託する以下に掲げる還元提携会社（以下「還元提携会社」といいます）の景品またはサービス等に交換することができます。
 - ・参画会社：三井住友銀行、SMBC コンシューマーファイナンス、SMBC 日興証券（2023年4月更新）
 - ・提携会社、還元提携会社：当社ホームページ等でご確認ください。
3. 利用者は、本規約および当社が定める特約等（以下「本規約等」といいます）を承認のうえ、当社、参画会社または還元提携会社が定める所定の方法により手続きを行うことにより、本ポイントと引き換えに当社、参画会社および還元提携会社が定める景品またはサービス等（以下「景品等」といいます）に交換することができます。

第2条（用語の定義）

本規約に特に定めていない用語・事項は、当社の定めるところによります。

第3条（ポイント付与の対象取引）

1. 当社、参画会社および提携会社（以下、参画会社および提携会社を総称し「参画会社等」といいます）は、利用者が当社および参画会社等との間で行う取引に応じて、所定の付与率で利用者に本ポイントを付与します。本ポイントの付与率は、当社および参画会社等が各自で定めることができるものとします。なお、利用者には、当社および参画会社等が実施するサービスやキャンペーンにより、本ポイントとは別に所定のポイントが付与されることがあります。
2. 当社および参画会社等が指定する取引以外の取引については、本ポイント付与の対象外となります。なお、本ポイント付与の対象として当社および参画会社等が指定する取引（以下「対象取引」といいます。）は、当社および参画会社等のホームページ等においてご案内します。
3. 本ポイントは、対象取引があったことを当社および参画会社等が確認した後に付与します。ただし、事務処理上の都合により付与日が変動することがあります。なお、本ポイント

の付与日は対象取引ごとの条件により異なります。

4. 対象取引に取消または変更等があった場合、当該対象取引にかかる本ポイントは取消、減算または加算されることがあります。

5. 前項にかかわらず、利用者は、当社または参画会社等のシステムの都合により本ポイントの減算処理が行われないあるいは遅延することに起因して、実質的に同一の対象取引により本ポイントを複数回取得した場合には当該ポイントを取消するものとします。

第4条（ポイント確認）

利用者に付与されたまたは利用者の交換に伴う減算後の残高は、当社、参画会社および還元提携会社が提供する利用者向けWebサービス等（ユーザー登録が必要となります。）にてご確認いただくことができます。

第5条（ポイントの有効期限）

1. 本ポイントの有効期限は最終の本ポイント数の変動日※より1年間とします。有効期限内に本ポイント数の変動がなかった場合、それまでに貯められた全ての本ポイントが失効します。

※本ポイント数の変動とは、以下のことをいいます。

①本ポイントを貯める ②本ポイントを使う ③本ポイントを交換する

2. 当社および参画会社等は、対象取引の種類に応じて異なる有効期限を定める場合があります。詳細は参画会社等のホームページにてご案内いたします。なお、前項の定めと異なる有効期限を定めた本ポイントについて、同ポイントの残高が変動した場合、この残高変動は、前項に定める「本ポイント数の変動」には該当しないものとします。

第6条（景品等との交換）

1. 利用者は、本規約等を承認のうえ、本ポイントをWebサービスでの申込み、その他の当社、参画会社または還元提携会社が定めた方法により、景品等と交換することができます。なお、別に定める場合を除き、本ポイントを交換することができる利用者本人に限るものとし、本人以外の者は、本ポイントを交換することはできません。また、景品等によっては、交換の申込方法を当社、参画会社または還元提携会社が指定する場合があります。

2. 利用者は、当社、参画会社または還元提携会社の定めた方法による本人認証を行うことに同意します。

3. 本人認証を行うために必要な情報を適切な保護措置を講じた上で、当社、参画会社または還元提携会社の定めた本人認証サービス提供会社へ情報提供することにあらかじめ同意することとします。

4. 当社、参画会社または還元提携会社が景品等への交換の申込みを受けた後の当該申込みの取消、景品等の変更、返品、送付先の変更はできません。なお、当社、参画会社または

還元提携会社による景品等への交換の申込みの受け付けをもってポイント交換手続きの完了とします。

5. 景品等の送付先は、当社、参画会社または還元提携会社が定める手続きにて利用者が当社、参画会社または還元提携会社に登録した日本国内の住所とします。なお、利用者が指定した住所に誤りがある等、利用者側の理由や事情により景品等が送付できなかった場合、当社、参画会社または還元提携会社は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。ただし、当社、参画会社または還元提携会社に故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

6. 当社、参画会社または還元提携会社は第1項の申込みを受けた時点で、景品等の交換に必要なポイント数を本ポイント残高から減じます。なお、景品等が他社ポイントプログラムへの移行である場合で、当該移行が成立しなかったときは、その原因が利用者の責に帰することができない事由によるものであると当社、参画会社または還元提携会社が判断した場合に限り、減算した本ポイントを返還するものとします。

7. 景品等の仕様、デザイン、品揃え等については、予告なく変更する場合および取扱いを中止する場合があります。

8. その他の交換・お届け等の注意事項については、当社、参画会社および還元提携会社のホームページ等にてご案内いたします。

第7条（交換後の取扱い）

1. 前条第4項のポイント交換手続き完了後に景品等が届かない場合は、利用者は当社、参画会社または還元提携会社にその旨を連絡するものとします。利用者から不着の連絡がない場合は、当社、参画会社または還元提携会社は当該景品等を受領したものとみなし、交換の取消し、本ポイントの返還等は行いません。

2. 欠品やサービスの中止等の事情により利用者が交換を申込んだ景品等の提供ができない場合は、当社、参画会社または還元提携会社は同等の代替景品等の提供または本ポイントの返還をもって対応するものとし、利用者はこれを了承します。

3. 当社、参画会社および還元提携会社は、景品等の付与にあたって発生する交通費、宿泊費、公租公課その他の費用を一切負担しません。

4. 利用者が本ポイントを景品等に交換したことにより、何らかの不利益を被った場合でも当社、参画会社および還元提携会社は、その責めに帰すべき事由のない限り、当該不利益につき一切の責任を負いません。

第8条（景品等の利用に関する責任）

景品等の利用に関して生じた事故や景品等の破損等については、景品等の製造元または提供元と利用者との間で解決するものとし、当社、参画会社および還元提携会社は、その責めに帰すべき事由のない限り、一切の責を負いません。

第9条（景品等及び交換ポイント数の変更）

当社、参画会社または還元提携会社は、公表のうえ、景品等およびその交換ポイント数を変更することができるものとします。なお、変更については、当社、参画会社または還元提携会社のホームページ等への掲載その他当社、参画会社または還元提携会社が定める方法にて公表いたします。

第10条（譲渡禁止）

利用者は、当社または参画会社等が別途定める場合を除き、自身が保有する本ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。

第11条（権利喪失及び交換停止）

1. 利用者が当社、参画会社等若しくは還元提携会社との契約を解除した場合、または当社、参画会社等若しくは還元提携会社の会員資格を喪失した場合には、当該利用者は当社、当該参画会社等若しくは還元提携会社との間の対象取引により付与され保有する本ポイントおよび当該本ポイントと景品等との交換に関する一切の権利を喪失するものとします。ただし、当社および参画会社が別途定める手続きに従って CCCMK ホールディングス株式会社（以下「CCCMKHD」といいます）が発行する V ポイントとの連携（以下、「ポイント連携」といいます）により本ポイントを合算した場合には、利用者が契約を解除または会員資格を喪失した当該会社以外の会社との契約が有効または会員資格を保持している場合等、当該権利を喪失しない場合があります。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社、参画会社等または還元提携会社は、利用者への本ポイントの付与、景品等への交換の受付等の各種手続き等を停止し、または取り消すことがあります。

- (1) 利用者が当社、参画会社等または還元提携会社に対する債務の履行を怠った場合
- (2) 利用者が本規約または当社、参画会社等若しくは還元提携会社が定める規約・特約等に違反した場合
- (3) 不正な方法によるポイントの受領、交換が行われたと当社、参画会社等または還元提携会社が判断した場合
- (4) その他前各号に準じる行為を行ったと当社、参画会社等または還元提携会社が判断した場合

第12条（規約の改定等）

当社は、利用者の一般の利益に適合するとき、または本規約の目的に反せず必要性、内容の相当性その他の事情に照らして合理的と認められるときは、当社が適当と判断する方法で利用者に通知または公表することにより、本規約を変更できるものとします。また、法令の

定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第13条（サービスの中止及び終了）

1. 当社、参画会社等または還元提携会社は、次の各号に該当する場合に、本サービスを中止または終了することができるものとします。
 - (1)本サービスの提供に必要な保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合
 - (2)当社、参画会社等または還元提携会社が本サービスの中止または終了を判断した場合
2. 当社、参画会社等または還元提携会社は本サービスの中止または終了に伴って利用者に生じた損害その他のいかなる不利益についても、その責めに帰すべき事由のない限り、一切の責任を負いません。
3. 当社、参画会社等または還元提携会社は、本サービスを中止または終了するときは、ホームページ等所定の方法で告知するものとします。ただし、本サービスの終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第14条（情報の利用）

利用者は、当社、参画会社または還元提携会社が、景品等との交換に関する事務処理のために、利用者の氏名、住所、電話番号、会員番号、交換ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、業務委託先に預託することにあらかじめ同意するものとします。

第15条（免責事項）

1. 当社、参画会社等および還元提携会社は、自らの故意または重過失による場合を除き、本サービスに起因して発生した利用者の損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社、参画会社等または還元提携会社が本サービスに関して利用者に対し損害賠償責任を負う場合、賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社、参画会社等および還元提携会社はいかなる場合であっても、間接損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任は負わないものとします。ただし、当社、参加各会社等または還元提携会社の故意または重過失による損害については、この限りではありません。

（2025年11月改定）

(特則)

2024年4月22日追加

第1条 (適用範囲)

1. 本特則は、ポイント連携を行った利用者（以下「連携利用者」といいます）にのみ適用される条項とします。
2. 本特則は、本規約の一部を構成するものとします。

第2条 (目的)

1. 本特則は、CCCMKHDが発行する「Vポイント」（以下「本ポイント（連携後）」といいます）の運営（以下「本サービス（連携後）」といいます）に関する基本的事項について定めます。
2. 連携利用者には、原則としてCCCMKHDが定める「ポイントサービス利用規約」（以下「ポイントサービス利用規約」といいます）が適用されるものとします。ポイント連携後、連携利用者には、ポイントサービス利用規約に加えて、本規約および本特則もポイントサービス利用規約と矛盾抵触しない範囲で適用されるものとします。なお、本規約および本特則とポイントサービス利用規約が矛盾抵触する場合には、ポイントサービス利用規約の定めが優先するものとします。
3. 連携利用者が、本ポイント（連携後）と景品等との交換を申し込んだ場合、CCCMKHDが、本ポイント（連携後）を、一旦「Vポイント（SMBCグループ）」に交換した後、当社が、当該「Vポイント（SMBCグループ）」を、景品等と交換するものとします。

第3条 (用語の定義)

本特則に特に定めていない用語・事項は、本規約の定めるところによります。

第4条 (ポイント付与の対象取引 (新))

1. 当社または参画会社等は、連携利用者が当社または参画会社等との間で行う取引に応じて、所定の付与率で連携利用者に本ポイント（連携後）を付与します。本ポイント（連携後）の付与率は、当社または参画会社等が各自で定めることができるものとします。なお、連携利用者には、当社または参画会社等が実施するサービスやキャンペーンにより、本ポイント（連携後）とは別に所定のポイントが付与されることがあります。
2. 当社または参画会社等が指定する取引以外の取引については、本ポイント（連携後）付与の対象外となります。なお、本ポイント（連携後）付与の対象として当社が指定する取引（以下「対象取引（新）」といいます。）は、当社のホームページ等においてご案内します。
3. 本ポイント（連携後）は、対象取引（新）があったことを当社が確認した後に付与します。ただし、事務処理上の都合により付与日が変動することがあります。なお、本ポイント

(連携後) の付与日は対象取引(新)ごとの条件により異なります。

4. 対象取引(新)に取消または変更等があった場合、当該対象取引(新)にかかる本ポイント(連携後)は取消、減算または加算されることがあります。
5. 前項にかかわらず、連携利用者は、当社のシステムの都合により本ポイント(連携後)の減算処理が行われないあるいは遅延することに起因して、実質的に同一の対象取引(新)により本ポイント(連携後)を複数回取得した場合には当該ポイントを取消するものとします。

第5条(ポイント確認)

連携利用者に付与されたまたは利用者の交換に伴う減算後の残高は、当社、参画会社および還元提携会社が提供する連携利用者向けWebサービス等(ユーザー登録が必要となります。)にてご確認いただくことができます。

第6条(権利喪失及び交換停止)

1. 連携利用者が当社、参画会社等若しくは還元提携会社との契約を解除した場合、または当社、参画会社等若しくは還元提携会社の会員資格を喪失した場合には、当該連携利用者は当社、当該参画会社等および還元提携会社との間の対象取引(新)により付与され保有する本ポイント(連携後)および当該本ポイント(連携後)と「Vポイント(SMBCグループ)」との交換に関する一切の権利を喪失するものとします。ただし、ポイント連携により本ポイント(連携後)を合算した場合には、連携利用者が契約を解除または会員資格を喪失した当該会社以外の会社との契約が有効または会員資格を保持している場合等、当該権利を喪失しない場合があります。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社、参画会社等および還元提携会社は、連携利用者への当社、当該参画会社等および還元提携会社との間の対象取引(新)による本ポイント(連携後)の付与、「Vポイント(SMBCグループ)」への交換の受付等の各種手続き等を停止し、または取り消すことがあります。
 - (1) 連携利用者が当社、参画会社等および還元提携会社に対する債務の履行を怠った場合
 - (2) 連携利用者が本特則または当社、参画会社等および還元提携会社が定める規約・特約等に違反した場合
 - (3) 不正な方法によるポイントの受領、交換が行われたと当社、参画会社等および還元提携会社が判断した場合
 - (4) その他前各号に準じる行為を行ったと当社、参画会社等および還元提携会社が判断した場合

第7条(特則の改定等)

当社は、連携利用者の一般の利益に適合するとき、または本特則の目的に反せず必要性、内

容の相当性その他の事情に照らして合理的と認められるときは、当社が適当と判断する方法で連携利用者に通知または公表することにより、本特則を変更できるものとします。また、法令の定めにより本特則を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第8条（情報の利用）

連携利用者は、当社、参画会社および還元提携会社が、景品等との交換に関する事務処理のために、連携利用者の氏名、住所、電話番号、会員番号、交換ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、業務委託先に預託することにあらかじめ同意するものとします。

第9条（免責事項）

1. 当社、参画会社等または還元提携会社は、自らの故意または重過失による場合を除き、本サービス（連携後）に起因して発生した連携利用者の損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社、参画会社等または還元提携会社が本サービス（連携後）に関して連携利用者に対し損害賠償責任を負う場合、賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社、参画会社等および還元提携会社はいかなる場合であっても、間接損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任は負わないものとします。ただし、当社、参加各会社等または還元提携会社の故意または重過失による損害については、この限りではありません。

以上

（2025年11月改定）